

第69回全国植樹祭福島県実行委員会 第5回総会資料

報告2

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則 一部改正の専決処分について

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則第11条第1項の規定により、 下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。 記

1 改正内容

全国植樹祭開催に向けた事務局体制の変更に伴い、関連する条項の改正を行う。

- (1) 事務所所在地の変更(第3条) 事務局職員の増員に伴い、事務所を県庁西庁舎6階から自治会館 1階へ移転したため。
 - (新)福島県福島市中町8番2号自治会館内
 - (旧)福島県福島市杉妻町2番16号福島県庁内
- (2) 出納責任者の役職名変更(別表3(第14条関係)) 事務局体制の変更に伴い、出納責任者に就く者の役職名に変更が 生じたため。
 - (新)福島県農林水産部全国植樹祭推進室主幹(総務・運営担当) (旧) // (全国植樹祭担当)
- 2 会則の改正内容 別紙新旧対照表のとおり。





第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則 新旧対照表

新			旧		
第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則			第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則		
第1条及び第2条 省略			第1条及び第2条 省略		
(事 務 所) 第3条 実行委員会の事務所は、福島県福島市中町8番2号自治会館内に置く。			(事 務 所) 3条 実行委員会の	事務所は、福島県福島市 <u>杉妻町2番16号福島県庁内</u> に置く。	
第4条から第19条 省略			第4条から第19条 省略		
附 則 1 この会則は、平成29年1月24日から施行する。 <u>附 則</u> 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。			附 則 1 この会則は、平成29年1月24日から施行する。 別表1から別表2 省略		
別表 1 から別表 2 省略 別表 3 (第 1 4 条関係)			別表3 (第14条関係)		
事務局職名	機関・団体・役職名	/33	事務局職名	機関・団体・役職名	
事務局長	福島県農林水産部全国植樹祭推進室長		事務局長	福島県農林水産部全国植樹祭推進室長	
出納責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主幹 (<u>総務・運営担当</u>)		出納責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主幹(全国植樹祭担当)	
会計責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(総務担当)		会計責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(総務担当)	
物品管理責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(企画広報担当)		物品管理責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(企画広報担当)	
会計事務責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室職員		会計事務責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室職員	

[改正後全文]

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第69回全国植樹祭福島県実行委員会(以下「実行委員会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、第69回全国植樹祭(以下「全国植樹祭」という。)を開催するに当たり、本県の森林再生の加速化を図るとともに、復興に向けて歩み続ける本県の姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信するシンボル行事とするため、必要な事項について取り組む。

(事 務 所)

第3条 実行委員会の事務所は、福島県福島市中町8番2号自治会館内に置く。 (事業)

- 第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
 - (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
 - (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
 - (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
 - (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
 - (6) その他、全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組 織

(構 成)

- 第5条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与(以下「委員等」という。) で組織する。
- 2 委員等は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

(委員等の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副 会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。 (委員等の任期)
- 第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。
- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、 その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

- 第8条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が 必要と認めた場合には支給することができる。
- 2 前項ただし書きの規定により旅費を支給する場合には、福島県職員の例に準じて 支給することができるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総 会)

- 第10条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに監事及び参与をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (5) 専門委員会へ付託する事項に関すること。
 - (6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任するか、又は、書面を持って議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

第12条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事(以下「幹事等」という。)をもって構成する。
- 3 幹事等は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (4) 第10条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項 に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 幹事会は、前項第1号、第2号、第3号及び第5号に掲げる事項を審議し、決定 したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 8 第 10 条第 4 項から第 6 項までの規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。 (専門委員会)
- 第 13 条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。
- 3 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 4 専門委員会は専門委員長が招集し、その議長となる。
- 5 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。
- 6 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。
- 7 前6項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事 務 局

(事 務 局)

- 第 14 条 実行委員会の事務を処理するために、第 69 回全国植樹祭福島県実行委員会 事務局(以下「事務局」という。) を福島県農林水産部内に置く。
- 2 事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なくてはならない。
- 2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、福島県の 財務に関する規程等に準ずるものとする。

第6章 解 散

(解 散)

- 第18条 実行委員会は、第3条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解 散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、福島県に帰属するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成27年6月5日から施行する。
- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から平成28年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この会則は、平成29年1月24日から施行する。

附則

1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

職	名	区分	所属	役職
会	長 福島県		福島県	知事
-10 -	福島県議会	福島県議会	議長	
	^ =	市町村	福島県市長会	会長
一副分	副会長		福島県町村会	会長
		林業関係団体 公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会		会長
		福島県議会	福島県議会農林水産委員会	委員長
		国	復興庁福島復興局	局長
			環境省福島環境再生事務所	所長
			林野庁関東森林管理局	局長
			国土交通省東北地方整備局	局長
			福島県市議会議長会	会長
			福島県町村議会議長会	会長
			福島市	市長
			会津若松市	市長
		丰町村	郡山市	市長
		市町村	いわき市	市長
			白河市	市長
			南相馬市	市長
			伊達市	市長
委	員		大玉村	村長
女	只	林業等関係団体	福島県森林組合連合会	代表理事会長
			福島県木材協同組合連合会	会長
			福島県農林種苗農業協同組合	代表理事組合長
			公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	理事長
			公益財団法人福島県都市公園・緑化協会	理事長
			公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	理事長
			福島県林研グループ連絡協議会	会長
			福島県指導林家連絡協議会	会長
			特定非営利活動法人福島県もりの案内人の会	代表理事
			福島県森林土木建設業協会	会長
			一般財団法人福島県林業会館	理事長
			一般社団法人福島県造園建設業協会	会長
		農業関係団体	福島県農業協同組合中央会	会長
		漁業関係団体	福島県漁業協同組合連合会	代表理事会長
		CONTROL OF THE PT.	福島県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長

 観光・物産関係	福島県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
団体	公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
	公益社団法人福島県バス協会	会長
· 客関係団体	├── │東日本旅客鉄道株式会社仙台支社福島支店	支店長
	├── │一般社団法人全国旅行業協会福島県支部	支部長
	福島経営者協会	会長
	福島県中小企業団体中央会	会長
	福島県商工会議所連合会	会長
経済団体	福島県商工会連合会	会長
	一般社団法人福島県銀行協会	代表理事会長
	福島県信用金庫協会	会長
	一般社団法人福島県建設産業団体連合会	会長
	福島県自然保護協会	会長
環境団体	特定非営利活動法人福島環境カウンセラー協会	会長
	一般財団法人福島県婦人団体連合会	会長
市民団体	福島県生活協同組合連合会	会長
	福島県消費者団体連絡協議会	会長
福祉団体	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	会長
	福島県緑の少年団育成協議会	会長
青少年団体	ボーイスカウト福島連盟	理事長
	ガールスカウト福島県連盟	連盟長
	福島県小学校長会	会長
教育関係団体	福島県中学校長会	会長
	福島県私学団体総連合会	会長
学識経験者	アカデミア・コンソーシアムふくしま	理事長
福島県警察本部	福島県警察本部	本部長
福島県教育委員 会	福島県教育委員会	教育長
	福島県	副知事
	福島県総務部	部長
	福島県危機管理部	部長
	福島県企画調整部	部長
福島県	福島県文化スポーツ局	局長
	福島県生活環境部	部長
	福島県保健福祉部	部長
	福島県商工労働部	部長
	福島県観光交流局	局長

				T	
			福島県農林水産部	部長	
			福島県土木部	部長	
			福島県相双地方振興局	局長	
			福島県相双農林事務所	所長	
	実行委員 75名				
監	事	関係市町村	南相馬市	会計管理者	
<u> </u>	7	福島県	福島県	会計管理者	
			監事 2名		
			株式会社福島民報社	代表取締役社長	
			福島民友新聞株式会社	代表取締役社長	
		- 参与	株式会社朝日新聞社福島総局	総局長	
			株式会社毎日新聞社福島支局	支局長	
			株式会社産業経済新聞社福島支局	支局長	
			株式会社河北新報社福島総局	総局長	
			株式会社日本経済新聞社福島支局	支局長	
参	与		株式会社時事通信社福島支局	支局長	
少	7		一般社団法人共同通信社福島支局	支局長	
			日本放送協会福島放送局	局長	
			株式会社ラジオ福島	代表取締役社長	
			株式会社エフエム福島	代表取締役社長	
			福島テレビ株式会社	代表取締役社長	
			株式会社福島中央テレビ	代表取締役社長	
			株式会社福島放送	代表取締役社長	
			株式会社テレビユー福島	代表取締役社長	
	参与 16名				
			総数 93名		

別表2 (第12条関係)

職名	区分	所属	役職	
幹事長	福島県	農林水産部	農林水産部長	
	国	林野庁関東森林管理局	福島森林管理署次長	
	市町村	福島県市長会	事務局長	
		福島県町村会	事務局長	
	林業関係団体	公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会	常務理事	
		福島県森林組合連合会	常務理事	
		福島県農林種苗農業協同組合	専務理事	
幹事	観光・物産関係団体	公益財団法人福島県観光物産交流協会	事務局長	
针	経済団体	福島経営者協会	事務局長	
	青少年団体	福島県緑の少年団育成協議会	事務局長	
	開催市町村	南相馬市	経済部長	
	福島県警察本部	福島県警察本部	警備課長	
	福島県教育委員会	福島県教育委員会	義務教育課長	
	福島県	福島県観光交流局	観光交流課長	
	田山木	福島県相双農林事務所	森林林業部長	
	幹事 15名			

別表3 (第14条関係)

事務局職名	機関・団体・役職名	
事務局長	福島県農林水産部全国植樹祭推進室長	
出納責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主幹(総務・運営担当)	
会計責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(総務担当)	
物品管理責任者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室主任主査(企画広報担当)	
会計事務担当者	福島県農林水産部全国植樹祭推進室職員	